

田中謙一「子ども・子育て支援金と比較した子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)に対する法的評価―児童手当や雇用保険との関係と中心として―」に関するコメント

2026.07.14

北大名誉教授 加藤智章

本稿は、児童手当法から子ども・子育て支援法の制定および改正の経緯を丹念にフォローし、子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)に焦点をあてて、子ども・子育て支援金と比較しながら、児童手当や雇用保険との関係を中心として、法的評価を試みるものである。

財政にも関心のある社会保障法研究者としての立場から、本稿について、以下コメントする。

1 本稿著者は、子ども・子育てあるいは要介護という対人社会サービスの社会化に着目して、その財源の調達方式について論考を重ねており、本稿は、子ども・子育て支援金の法的評価を取り上げた先行論文*に続く第2論文と位置づけられる。

*:田中謙一「子ども子育て支援の社会化のための財源の調達の方式に関する考察―介護保険制度と比較した子ども子育て支援金制度に対する法的評価―」北大公共政策大学院『年報公共政策学』19号(2005年)。

2 本稿は、制度展開を丹念に紹介するとともに幅広く学説を渉猟し、学説が踏み込んでこなかった以下の2点を明らかにした点で、独創的な論文であり注目される。

第1は、子ども・子育て拠出金(以下、拠出金と略す)と子ども・子育て支援金(以下、支援金と略す)との比較検討を通して、拠出金と支援金の法的性格を明らかにしたことである。

特に、拠出金を租税とする一方、支援金は社会保険料的性格および目的税的性格を併有する受益者負担金であるとする点は、これまでの学説にはなかった見解である。

・拠出金を受益者負担金とするものに嵩さやか・週刊社会保障 3279号

・支援金につき租税的性格とするものに、前掲嵩、稲森公嘉・週刊社会保障 3293号

・藤谷武史・社会保障法研究 24号は、支援金の制度設計は租税立法過程に対する醒めた認識に基づく対応策とし、現代の租税法律主義自身の限界を露呈したものとする。

・社会保障法における拠出金等について、“特別の負担としかいいようのないもの”に言及するものに、堀勝洋『年金保険法第5版』p56がある。

第2は、将来的な「子ども保険」の創設可能性も展望しながら、児童手当の財源について、拠

出金を支援納付金に置き換えることにより、拠出金と支援納付金との混在を解消したうえ、その財源構成を支援納付金と公費負担とで同率とするという具体的な提言をしている点である。

3 以上のように、本論文は旭川国保料・最高裁判決を契機に議論が活発となっている社会保障財政論に貴重な一石を投じる論文といえることができる。

先に挙げた本論文の主張をより明確に際立たせるために、以下の 3 点を指摘させていただきたい。

第 1 に、論文タイトルが“子ども子育て拠出金(事業主拠出金)に対する法的評価”という割には、比較の対象とする“子ども子育て支援金”の記述の陰に隠れている印象を受けた。これは、先行論文を知らない読者を対象に、拠出金(事業主拠出金)に焦点を当てたことに由来するものと思われる。むしろ、雇用保険との関係を記述する部分では、拠出金と支援金に関する筆者の見解を繰り返し総括した方がインパクトのある論文になったと考える。

第 2 は、「租税法律主義に対する適合性」を受けて、「労使折半負担か事業主全額負担か」、「使途及び規模に関する内在的な制約」および「負担の上限の法定」と分節されている。これらは、租税法律主義に対する適合性に関する論点とされている。しかし、これらが何故、適合性判断の論点となるのか、そしてどのような関連性を有するのかもう少し説明があってもよかったと思われる。

第 3 は、社会保障法学、行政法学あるいは財政法学など多岐にわたる多くの文献を渉猟したうえで、個性ある独自の見解を展開している。しかし、適切かつ中立的な姿勢を強調するあまり“指摘される”、“説明される”という文言が多用されており、それが、ある意味、読みやすさを鈍らせているように感じた。筆者の理解を前提に自説の展開につなげることで十分ではないかを考える。

4 最後に、本稿“おわりに”に予告されているように、本稿筆者は将来的に「子ども保険」の可能性についての論考を示されられると思われる。

その際には、多様な施策を包含するであろう「子ども保険」の目的について、そして社会保険料的性格および目的税的性格を併有する受益者負担金という性格付けについて、より詳細な説明を期待してやまない。